

青少年のためのより安全・安心なデジタル空間を定義する G7 共通原則

1. 我々G7 デジタル・技術担当閣僚は、子ども及び若者を含む青少年にとって、より安全・安心なデジタル空間の実現に向けて取り組むことにコミットする。青少年の身体的、精神的及び認知的なウェルビーイングと発達を保護するためには、将来にわたって有効な原則が必要であり、これにより、多様なリスクから青少年を守るための我々の継続的な対応、デジタルサービスによるオンライン安全へのコミットメント、並びにオンラインにおける安全、プライバシー、表現の自由、人権及び基本的自由を確保するという我々の共通の目標が導かれる。これらの原則は、保護者、家庭、監護者、医療従事者及び教育関係者のエンパワーメントにも資するものであり、それにより青少年が新たな技術及び安全なオンライン体験から十分に恩恵を受けることを可能にする。

2. デジタルサービスは、学び、発見し、交流するための強力な手段となり得る。さらに、青少年、保護者及び教育関係者に対するデジタル・リテラシー及び AI 教育は、青少年がデジタル世界に自信を持って関与し、その恩恵を享受することを支援することに資する。しかしながら、とりわけ科学界からも指摘されているように、過度なスクリーンタイムや、関心及び利用時間を最大化する機能を組み込んだ特定のデジタルサービスの利用は、青少年の身体的・精神的健康のみならず、プライバシー、安全、ウェルビーイング、さらには認知的及び社会的発達に対してリスクをもたらすとの懸念が高まっている。これらは、強迫的または習慣化した、その他の問題のある利用や行動につながる可能性があり、自尊心に影響を及ぼし、さらに健康を損なうおそれがある。

デジタルサービス提供者、政府及び保護者によるオンラインの安全を促進するための共通の取組及び包括的なアプローチがなければ、デジタルサービス全般において、青少年は違法または年齢に不適切なコンテンツややり取りにさらされる可能性があり、その結果、精神的健康及びウェルビーイングが損なわれるおそれがある。これには、とりわけ、ネットいじめ（ハラスメント）、グルーミング、自傷行為、組織犯罪グループによる勧誘、犯罪活動、望まないまたは違法な性的勧誘、並びに児童の性的搾取及び虐待（CSEA）、及び本人の同意を得ていない私的画像（NCII）に関する犯罪が含まれる。

生成 AI、とりわけチャットボットなどの新技術は、利点を有する一方で、青少年に対する既存のリスクを新たな形で再現または増幅し得る。特に懸念されるのは、本人の同意を得ていない私的画像、AI によって生成された児童性的虐待コンテンツ、性的搾取のまたはわいせつなコンテンツ、並びに誤解を招くような、暴力的または強制的なやり取りやコンテンツ（ディープフェイクや人を誤導する模擬的なやり取りなど）である。これらのリスクは青少年のウェルビーイング及び安全を損なうものであり、そのため青少年が、生成されたコンテンツを識別し、コンテンツの出所を特定し、デジタル空間において責任ある関与を行うための批判的なデジタルスキルを養う必要性を一層強めている。こうした技術が進化し、普及していく中で、人々がデジタル空間において批判的かつ責任ある形で関与できるよう、デジタル・リテラシーの向上を支援することが求められている。さらに、前述のリスクから、とりわけ脆弱な立場にある青少年をより適切に保護し、ステークホルダー間の継続的な連携を強化するため、政府の対応を方向づける原則も必要である。

3. 我々G7 デジタル・技術担当閣僚は、青少年のためのより安全・安心なデジタル空間を定義するため、以下の原則を確認することにコミットする。

原則 1: 効果的な年齢確認は、青少年にとってより安全・安心かつ年齢に適した利用体験を確保する上で不可欠である。堅牢で信頼性が高く、リスクに応じた適切なものあり、権利を尊重し、プライバシーを保護し、かつ連携可能な年齢確認の仕組みを活用することにより、本原則は、青少年に年齢に適したデジタル体験を提供し、ポルノグラフィ、アルコール、タバコなど青少年にとって違法なサービスや製品、並びに青少年にリスクをもたらすデジタルサービスへの曝露を防止するための措置として実施されるべきであり、適用される法令との整合性が確保されなければならない。また、表現の自由及びプライバシーの保護は、青少年のオンライン保護の中核を成すものであり、自由な社会において不可欠であることから、年齢確認は、必要に応じて保護者の同意を可能とし、適用される法的義務を遵守しつつ、最小限の侵襲性で実施されなければならない。その際には、適切で、プライバシーに配慮され、公平であり、かつ技術的に実現可能な手段が採用されるべきである。

原則 2: 青少年は、セーフティ・バイ・デザインのアプローチ、例えばデフォルトで保護的な設定やペアレンタルコントロール・ツールを通じてオンライン上の危害から保護されなければならない。これには、青少年が年齢

に過ぎず、安全で安心でないコンテンツ、やり取り及び機能にさらされることを防ぐことが含まれる。青少年のアカウントにおけるプライバシー及び安全は、デフォルト設定によって確保されるべきであり、あわせて、保護者が子どものデフォルトでプライバシー及び安全設定を管理できるツールを提供することが求められる。これにより、青少年及び保護者がスクリーンタイムを制限し、位置情報が特定されることや本人の同意なく連絡を受けること、さらには過度の利用や習慣化を招く機能など、特定のリスクから青少年を保護することが可能となる。さらに、政府は、民間部門、市民社会及び研究者と連携し、これらの設定に関する議論に資する情報の提供に取り組むべきである。

特に、青少年にとって、レコメンド機能が用いられる場合には、年齢に適したコンテンツを優先的に表示し、リスクへの曝露を低減するよう設計されることが重要である。これらは青少年の関心や利用時間の最大化を目的とするのではなく、保護者及び青少年がオンライン上の体験やデータに対してより主体的にコントロールできるようにする設定ツールを提供すべきである。

原則 3：児童の性的虐待コンテンツ（CSAM）の製造及び頒布、並びに本人の同意を得ていない私的画像（NCII）に関連する犯罪行為は、G7 における現行の法的義務との整合性を確保しつつ、防止されなければならない。 児童の性的虐待コンテンツの製造、保有及び頒布は、G7 諸国において違法であり、このようなコンテンツが世界的に継続的に流通している現状を防止するとともに、被害者及びサバイバーの権利を支援するため、迅速な対応が求められる。これには、AI によって生成された CSAM（児童の性的虐待コンテンツ）及び NCII（本人の同意を得ていない私的画像）への対応が含まれる。本取組は、2021 年の「児童の性的搾取と虐待に立ち向かうための G7 行動計画」における優先的行動を踏まえるものであり、産業界に対しては、オンライン上の児童の性的搾取及び虐待に対抗するための自主原則（2020 年）を最低限支持するよう促している。この自主原則は、この種の被害の規模及び性質に対処するため、企業が実施し得る自主的行動の基礎的な枠組みを提示するものである。また、本人の同意を得ていない私的画像が共有・拡散され続けること（AI 生成の NCII を含む）は、この問題に対する具体的な予防措置の必要性を一層高めている。このような虐待は被害者に長期的なトラウマをもたらすことから、被害者及びサバイバーが適切な支援を受けられることを確保するとともに、捜査を行う法執行機関の体制整備を図ることが重要である。

原則 4：保護者、監護者及びケア提供者は、青少年をオンライン上で導き、その主体性を高めることを目的として、使いやすく、プライバシーに配慮し、効果的で、かつ技術的に可能な場合には連携して利用できるペアレンタルコントロール・ツールを利用できるようにされるべきである。 十分に信頼性の高いツールは、保護者及び監護者が、子どものプライバシー設定、スクリーンタイム、コンテンツへの接触、並びにアカウントを適切に管理することを可能にする。デジタルサービス提供者及び政府は、デジタル・リテラシー及びデジタルツールに関する啓発及び教育キャンペーンを実施し、家庭がデジタル環境を効果的に活用し、その恩恵を享受できるよう支援すべきである。これらの補完的ツールは、効果的であり、適用される法的枠組み及び権利と整合的である必要があり、医療従事者、教育機関及びその他の関連主体との協力の下で開発することができる。

原則 5：青少年は、デジタルシステムをよりよく理解し、デジタル技術、メディア及び情報に対して批判的に関与し、リスクを認識し、オンライン上で健全に成長できるよう、必要なリテラシー及びスキルを身に着けるための包括的な教育によってエンパワーされるべきである。 さらに、デジタルサービス提供者は、保護者及び青少年の双方にとって利用しやすいツール、設定及び機能、並びに効果的なスクリーンタイム管理ツールを提供・促進すべきである。これらは、ユーザーデータの透明性を向上させ、データがどのように利用されてパーソナライズされ、体験の形成に影響を与えているかについての認識を高めるとともに、設定を変更するための明確な選択肢を提供し、利用者がこれらのシステムの利用に関して十分な情報に基づく自律的な意思決定を行えるようにするものでなければならない。加えて、本原則は、AI リテラシーの向上を促進するとともに、特に青少年を含む利用者が、技術的手段を通じて生成されたコンテンツ及びその出所を容易に識別できるよう確保することによってより一層支えられる。

これまでも一定の進展は見られるものの、デジタルサービスは、デジタル空間における青少年の保護を強化するために、引き続きイノベーションを推進すべきである。これには、青少年にも理解しやすく明確な利用規約の策定、各種技術に伴う潜在的リスクを年齢に応じた言葉で説明するための啓発活動、デジタルスキルの向上を支援するツールの提供、リスク軽減のための方策の提示、並びに青少年、保護者及び監護者が被害や違法コンテンツを報告できる、容易に見つけやすい通報メカニズムの明確な提示が含まれる。

原則 6：青少年の安全は、リスク管理、リスク評価及びリスク低減の実施、並びにセーフティ・バイ・デザインのアプローチに従うことによって確保される。 G7 における現行の法的義務との整合性を確保しつつ、デジタルサービスは、多様なリスクを評価し軽減するための対応を継続的に維持し、保護の枠組みを適宜見直していく必要がある。これには、例えば、特定のリスク低減措置、犯罪活動に対応するための迅速な警戒システム、必要な

支援につながる案内、並びに青少年にもわかりやすい通報手段が含まれる。イノベーションがリスクによって損なわれることを防ぐため、デジタルサービス提供者は、製品及びサービスの設計・開発の全過程において、特に青少年及び保護者の人権及び基本的自由に関し、関連する実践及び保護措置について実質的な透明性を確保する必要がある。これにより、それらが年齢に適合し、青少年の安全、自律性及び健全な発達を支えるものであることが確保される。さらに、これらの取組は、青少年の安全に関するエビデンスに基づくアプローチを支えるためにも必要である。

原則 7：青少年のためのより安全・安心なデジタル空間の構築は、デジタルサービス提供者と関連ステークホルダーとの協力によって実現される。 政府とステークホルダーとの緊密な協力及び対話、すなわち研究者、保護者、監護者、教育関係者、医療従事者、市民社会、企業、青少年の発達に関する専門家、学術関係者、並びに必要に応じて公的機関と協議し、協働することは、前述のオンライン上のリスクに対処し、それらのリスクに対する理解を深めるために不可欠である。エビデンスに基づくアプローチを支えるためには、透明性及び説明責任が不可欠であるとともに、公平なリスク評価及び検証も重要である。関連ステークホルダーとのデータ共有を可能とし、エビデンスに基づくアプローチを促進することにより、これらのリスクに対する理解をより一層深めることができる。共通のエビデンス基盤を構築すること、この分野における研究の有用性を高めるとともに、オンライン上で青少年を保護するための対策を強化する。

4. 我々G7 デジタル・技術担当関係は、これらの原則を支持する。この目的のため、各国・地域がこれらの原則の実施においてそれぞれのアプローチを採り得ることに留意しつつ、以下のとおり行動する。

- 我々は、デジタルサービス提供者に対し、これらの原則を具体的な行動に移すとともに、すべての関連ステークホルダーと緊密に連携し、実践的な実施手法を検討するよう求める。
- 我々は、エビデンスに基づくアプローチには、青少年、保護者及び監護者の声に積極的に耳を傾け、それらに関わる公共政策の策定に反映させることが含まれるとともに、デジタル環境における青少年の権利の保護を確保することが含まれることを確認する。
- 我々は、G7 のパートナー及び関係主体間の相乗効果及び国際協力を促進し、我々の政府間の協力を一層強化することにコミットする。これにより、これらの原則に沿い、権利を尊重する必要な措置の適用を図るとともに、前述のリスクをよりの確に把握し低減するため、共通の優先的な研究分野を明確化することを旨とする。